

**令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
施設設営等業務委託仕様書**

1 業 務

令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練施設設営等業務

2 目 的

大規模災害時を想定した訓練施設の設営等について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施することを目的に業務委託を行うものである。

3 訓練の概要・日時・場所

別添「令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実施計画」のとおり

4 委託期間

契約日から令和9年 3月19日（金）まで

5 訓練施設の開始可能日、設営及び撤去期限

- (1) 施設設営開始可能日：令和8年10月7日（水）
- (2) 施設設営期限：令和8年11月4日（水）まで
但し、台風等の天候不良が見込まれる場合は適宜実行委員会と調整すること
- (3) 施設撤去期限：令和8年11月20日（金）まで

6 業務内容

- (1) 令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場における訓練施設（訓練で使用する建物施設等）の設営に係る企画立案、訓練施設の図面作成、訓練プログラム等の作成支援
- (2) 訓練施設の設営及び撤去（別添「令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実施計画」内の8訓練構成（3）部隊運用訓練 ア～シ（ク 座屈ビル救出訓練を除く）の訓練分）
- (3) 訓練施設の案内看板の作成、設置及び撤去
- (4) 訓練に使用する車両及び障害物用家具の訓練会場での設置及び撤去
- (5) 仮設トイレ及び手洗いユニットの設置及び撤去（舞洲スポーツアイランドで実施する後方活動支援訓練に要する20基分）
- (6) 訓練施設の訓練当日までの手直し及び維持管理・施設撤去までの安全管理等の措置
- (7) 業務計画書、業務報告書の作成
- (8) 記録用写真の撮影
- (9) 記録・広報用の冊子の編集・作製（100セット）
- (10) 訓練の事前広報等に活用する下記物品の作成（デザイン含む、数量は見込みのもの）
 - ・事前広報に活用するチラシ（15,000部）、ポスター等（900枚）
 - ・訓練当日、来賓や一般参加者等へ配布する訓練概要を示したリーフレット等（3,000部）
 - ・訓練当日、来賓や一般参加者等へ配布する啓発グッズ（例：トートバック1,000個）
- (11) 訓練実施にあたり必要となる下記事項の企画立案並びに資料作成及び各業務の実施に要する見積の作成（8月末まで）
 - ・訓練サイト、広報用立看板類、大型ビジョン等の映像・音響設備、本部テントや啓発ブース、仮設トイレ、電源設備等の全体配置計画
 - ・会場内外の警備計画（11月7日（土）・8日（日））
 - ・必要な関連資機材リスト（訓練で使用する建物施設等及び車両等を除く）
 - ・主要駅からの一般来場者のバス送迎計画

7 留意事項

本訓練は、他機関が実施する訓練と連携して実施する予定であり、他機関が発注する業務と連携・調整しながら実施することが必要であるため、留意すること。

(1) 訓練適合性

- ア 消防庁が示す重点推進事項に沿った訓練内容であり、実現可能な提案となっていること。
- イ 実際に緊急消防援助隊等が行っている救助方法を考慮した訓練内容となっていること。
- ウ 実際の消防活動に即した訓練が実施できるよう、被災現場に即した設定・構造の施設を設営すること。
- エ 各種訓練において、ドローン、建物崩壊・土砂監視センサー等の最新の資機材を活用した企画を提案すること。
- オ 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点、高度専門教育訓練センター用地（旧名称：咲洲訓練用地）、舞洲スポーツアイランドにおいては、訓練終了後、施設を撤去し、原状復旧を行うこと。
- カ その他、別紙「訓練サイト設営における留意事項」も参照すること。

(2) 安全性

- ア ガラスの飛散防止などの安全措置を施すなど、安全面を考慮した施設の構造配置とすること。
- イ 施設は、悪天候となることも想定した資機材・構造とすること。
- ウ 施設は、ヘリコプターのダウンウォッシュの強風に耐える資機材・構造とすること。
- エ 訓練施設設置後から撤去までの間、訓練施設に対する安全管理や維持管理等のために必要な措置をとること。
- オ 見学者等の安全確保について十分な対策をとること。
- カ 不測の事態に対応できる人員・連絡体制を確保すること。

(3) 業務遂行能力

施設の設営・撤去及び維持管理・訓練全般の企画立案等に必要な人員が確保され、責任体制・連絡体制を明確にし、求めに応じて迅速かつ的確に対応できる体制を整えていること。

(4) その他

- ア 業務内容の実施に要するすべての費用については、委託料に含むものとする。
- イ 記録・広報用の冊子やDVD等の一切の成果物の著作権は、令和8年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会に帰属する。
- ウ 業務を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。
- エ 業務の進捗状況については、随時事務局に報告するとともに、指示を受けること。
- オ 各訓練施設の設営完了後及び撤去完了後は速やかに事務局に報告し、検査を受けること。また、検査による指摘箇所は、直ちに修復等の措置をすること。
- カ 施設の設営開始から原状復旧までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。
- キ 当日の施設の維持管理等、訓練の運営に必要な人員を確保の上、当日職員の求めに応じて対応すること。
- ク 本仕様書「6 業務内容」の(11)の業務については、実際の設営や撤去等の実施は他業者に発注するもの（本委託業務の内容としては業務の計画立案・資料・見積の作成のみ）のため、作成する資料は、他業者であっても、計画の内容等を把握し、計画の準備・実行を実施することができるようなものとするよう留意すること。
- ケ 業務を遂行するにあたり不明な点及び仕様書に定めのない事項は、事務局と協議すること。